

(4) 排水基準等

下水道終末処理施設からの放流水に係る排水基準(有害物質以外のもの)

項目(単位)	法令		水質汚濁防止法 (排水基準を定める環境省令)			水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例 (平成9年3月14日一部改正)				京都府 環境を 守り育 てる条 例	下水道 法(放 流水 の水 質の 技術 上の 基準)		
	適用区域 (放流水排出先)		海域及 び湖沼 以外	海域	湖沼	桂川上流、淀川・ 宇治川流域及び 木津川水域		安曇川及び 神崎川水域				舞鶴湾、阿蘇海 及び久美浜湾水 域	
	新設・既設の別					新設 (昭和 50年11 月1日 以降(た だし、淀 川・宇治 川流域で あって、 日量 50m3以 上につい ては、昭 和46年6 月24日 以降))	既設 (昭和 50年10 月31日 以前(た だし、淀 川・宇治 川流域で あって、 日量 50m3以 上につい ては、昭 和46年6 月24日 以前))	新設 (平成8 年4月1 日以 降)	既設 (平成8 年3月 31日以 前)			新設 (平成8 年4月1 日以 降)	既設 (平成8 年3月 31日以 前)
水素イオン濃度	5.8~ 8.6	5.0~ 9.0	5.8~ 8.6	—	—	—	—	—	—	★	5.8~ 8.6※2		
生物化学的酸素要求量 (mg/L)	160 (120)	★	★	25 (20)	(20)	25 (20)	(20)	★	★	★	(*) ※2		
化学的酸素要求量 (mg/L)	★	160 (120)	160 (120)	★	★	★	★	25 (20)	(20)	★	◎		
浮遊物質 (mg/L)	200 (150)	200 (150)	200 (150)	90 (70)	(70)	90 (70)	(70)	90 (70)	(70)	★	(40) ※2		
ノルマルヘキ サン抽出物 質	(鉱油類) (mg/L)	5	5	5	—	—	—	—	—	★	◎		
	(動植物油脂類) (mg/L)	30	30	30	20	—	20	—	★	★	★	◎	
フェノール類 (mg/L)	5	5	5	1	1	1	1	★	★	★	◎		
銅 (mg/L)	3	3	3	—	—	—	—	—	—	★	◎		
亜鉛 (mg/L)	2	2	2	—	—	—	—	—	—	★	◎		
溶解性鉄 (mg/L)	10	10	10	—	—	—	—	—	—	★	◎		
溶解性マンガン (mg/L)	10	10	10	—	—	—	—	—	—	★	◎		
クロム (mg/L)	2	2	2	—	—	—	—	—	—	★	◎		
大腸菌群数 (個/ml)	(3000)	(3000)	(3000)	—	—	—	—	—	—	★	(3000) ※2		
全窒素 ※1 (mg/L)	120 (60)	120 (60)	120 (60)	—	—	—	—	—	—	★	(*) ※2		
全燐 ※1 (mg/L)	16 (8)	16 (8)	16 (8)	—	—	—	—	—	—	★	(*) ※2		
ニッケル (mg/L)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	◎		

備考

1 「★」は排水基準の適用がないこと、「-」は排水基準の規定がないこと、「*」は下水の放流先の河川その他の公共用水域又は海域の状況等を考慮して公共下水道管理者又は流域下水道管理者が定める計画放流水質、「◎」は排水基準を定める環境省令、水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例又は京都府環境を守り育てる条例に基づく基準値、()の数値は日間平均による基準値を示す。

2 ※1は、舞鶴湾、阿蘇海、宮津湾、久美浜湾及び瀬戸内海並びにこれらの海域に流入する公共用水域に排出される排水に適用される。

3 ※2は、雨水の影響の少ないときの基準。なお、合流式の下水道の降雨による雨水の影響の大きい時(1降雨の総降雨量が10mm以上30mm以下の降雨の時の)の基準は、「各吐口からの放流水に含まれる生物化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量の総量を、当該各吐口からの放流水の総量で除した数値:5日間につき40mg/L」